

令和3年第1回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

**令和3年第1回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録**

令和3年2月15日(月)、令和3年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、日の出町役場 第1・2会議室に招集された。

1. 出席議員(11名)

1番	辻 よし子	8番	折田 眞知子
2番	中村 一広	9番	濱中 直樹
3番	たばた あずみ	10番	清水 満男
5番	村野 栄一	12番	伊藤 英人
6番	中嶋 博幸	13番	澤本 幹男
7番	加藤 光徳		

2. 欠席議員(1名)

11番	峰岸 茂
-----	------

3. 会議録署名議員

9番	濱中 直樹	10番	清水 満男
----	-------	-----	-------

4. 出席説明員

管理者職務代理	師岡 伸公	担当課長	坂井 岳
副管理者	村木 英幸	担当課長	小澤 和弘
副管理者	坂本 義次	担当課長	小林 泰夫
		担当課長	坂村 孝成

5. 欠席説明員

管理者	橋本 聖二
-----	-------

6. 事務局職員

事務局長	谷合 和久	係長	斉藤 拓也
主任	青木 哲次		

令和3年第1回 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和3年2月15日(月) 午前10時00分開議
場 所 日の出町役場 第1・2会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例)
日程第 5	議案第2号	令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第2号)について
日程第 6	議案第3号	令和3年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について
日程第 7	議案第4号	令和3年度秋川流域斎場組合会計予算について

議事案件

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例) |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 令和 2 年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第 2 号) につい
て |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 令和 3 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 令和 3 年度秋川流域斎場組合会計予算について |

午前10時00分 開会

○議長（加藤光徳議員） 皆さん、おはようございます。

本日は公私ご多忙の中、斎場組合議会定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。

今回も諸般の事情により通常時の会場ではありませんが、ご理解をいただきたいと思えます。また、事務局からお知らせがあったと思えますが、管理者であります日の出町の橋本町長が、けがのため入院中ということで、副管理者であります奥多摩町の師岡町長に職務代理をお願いしているところでございます。よろしく申し上げます。

さて、本日の議長を務めさせていただきます日の出町の加藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議に入る前に、皆様をお願いいたします。

本議会でも新型コロナウイルス感染症対策の一環として、よりスムーズな進行を心掛けたいと思えます。

さらに、管理者が不在であることを踏まえまして、議案をはじめとする各日程につきまして、事務局からの直接の説明が多くなりますので、ご了承ください。

また、本日の質疑につきましては、各議案とも一括により行い、質疑の回数は組合議会会議規則により、同一議題については3回を超えないものとしてお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔明瞭にお願いするとともに、質疑の前に予算書、資料等の質問する箇所のページと件名を述べてください。円滑な進行ができますようにご協力のほどお願い申し上げます。

では早速入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、檜原村の峰岸議員につきましては、欠席届が提出されておりますので、申し添えます。

ただいまより、令和3年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において

9番 濱中直樹議員

10番 清水満男議員、

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程3「諸般の報告」をいたします。

管理者職務代理、副管理者、師岡伸公町長、よろしく申し上げます。

○管理者職務代理（師岡伸公町長） 皆様、おはようございます。

ただいま、議長の指名をいただきました師岡でございます。ご挨拶かたがた一言報告をさせていただきます。

先ほど、議長からお話ございましたように、管理者であります橋本町長が現在入院中ということで、職務代理であります副管理者の私がご報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は、令和3年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言中の中、管理者不在ではありますが、前回同様、特別な会場にてご出席を賜り、開会できますことを心から御礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも本組合の運営に対し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

ひので斎場の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、一部、利用制限などを行いながらも事故なく運営をしております。

予算の執行につきましては、年度当初、新型コロナウイルス感染症対策による使用制限で斎場使用料収入が落ち込み、その後は例年どおりに回復の兆しがあったものの、再度の緊急事態宣言発出により歳入面で影響が出ております。予算化した工事類につきましては予定どおり実施しており、概ね順調に執行しております。

続きまして、管理者報告をご用意いたしました。こちらにつきましては、つい先日まで管理者と詳細に執務を行ってまいりました事務局から、本日の議案類とともに説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶かたがた諸般の報告とさせていただきます。

本日はどうかひとつ、各提案をさせていただいた議案につきまして、よろしく慎重なるご審議を賜りましてご審議いただければありがたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 谷合和久事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

まず、管理者報告第1号について、ご説明申し上げます。

昨年4月から本年1月までの施設利用状況でございますが、火葬は全体で1,232件、前年同時期との比較では34件の増でございます。式場は全体で356件、前年同時期との比較では32件の減でございます。使用料で比較しますと、火葬場については59万円の減少、式場については562万円の減少となっております。

火葬場収入につきましては、年度当初の使用制限による減少の影響を回復しつつあります。式場使用料収入につきましては、同じく使用制限による影響で、前回議会での報告時点で470万円の減少、その後は例年どおりの使用実績に回復したものの、1月からの緊急事態宣言発出とともに、ご葬家による通夜式省略など葬儀縮小の影響により、再び減少となっている状況でございます。

以上が現在までの利用状況でございます。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されますが、受入れについては火葬業務従事者の体制等を整えましたので、通常受入れを維持していく予定でございます。

次に、管理者報告第2号、新型コロナウイルス感染症対策等についてでございます。

前回、10月23日の定例会の時点では、当組合の対策や第2波といわれる時期に組合内で3件の遺体を受け入れたという報告をさせていただきました。

今回はその後ですが、報告のとおり12月に5件、1月に1件受入れを行いました。別紙にて感染症対策の経緯や陽性反応者の死亡者受入れ以外での様々な対応等についてもご報告させていただきます。

感染症対策については、利用する遺族の方々に利用制限をすることでサービスの低下を招いてしまっておりますが、安全対策を優先に引き続き継続してまいります。

管理者報告については、以上でございます。

○議長（加藤光徳議員） ありがとうございます。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第4 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて

て」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。谷合和久事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与について、東京都人事委員会勧告を踏まえまして改正を行ったものでございます。

主な改正の内容でございますが、期末手当の年間支給月数を0.1月引下げるもので、期末手当と勤勉手当の合算月数を現行の4.65月から4.55月とするものでございます。なお、引下げる0.1月分につきましては、令和2年度は12月に支給する期末手当を減算し、令和3年度以降は0.1月を等分し、6月と12月の期末手当に、それぞれ0.05月を減算することといたしました。

なお、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることから、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） それでは、2点ほど確認をさせていただきたい。

1点目は、会計年度任用職員の期末手当についてです。昨年の10月に開催された議会で、秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これが可決されました。そこにはフルタイムについては第15条、パートタイムについては第23条で、いずれも給与条例第16条から第16条の3までの規定を準用するというふうに書かれています。

したがって、今回の専決処分で条例改正が行われたこの給与条例に従って、会計年度任用職員についても期末手当0.1月が引き下げられるという、そういう理解でいいのかどうかというのが1点目です。

もう1つは、この給与条例、第16条から第16条の3までの規定を準用するというふうに書いてあるんですけども、第16条の2項では一般職員の期末手当、そして第3項では再任用職員の期末手当について規定されています。会計年度任用職員の場合はどちらを準用することになっているのでしょうか。一般職員なのか再任用職員なのかということですね。それがどこに明記されているのかということをお教えください。

ちなみに、東京26市においては一般職員の期末手当の月数に合わせて会計年度任用職員の

期末手当を決めているところがほとんどです。ただ、あきる野市は再任用職員の期末手当に合わせております。そういったこともありまして、このひので齋場ではどちらになっているのか、それがどこに示されているのかということをお教えください。以上になります。

○議長（加藤光徳議員） 谷合事務局長。

○事務局（谷合和久局長） まず質問の1つ目、会計年度任用職員も0.1月引き下げるという解釈でよろしいのかという質問だと思いますが、実態のところ、想定していなかったというのが正直なところなんです、そのケースが起こった場合には、そのとおりの解釈で考えております。

それから2つ目につきましては今後どちらなのか、フルタイムなのか再任用なのかどちらを準用するのかというご質問かと思うのですが、

（「違います」の声あり）

ちょっと一旦お答えさせてください。

会計年度任用職員は東京都ですとかあきる野市さんですとか、違うんですけど、ひので齋場はどうかということにつきましては、もしケースが発生したら東京都と同じような形で準用するのがよろしいかなと今の時点では考えております。

それをどこに示してあるかというところですが、こちらは、よく読み込んでなくて恐縮ですが、示す必要があるのかなということで検討させていただきたいということでございます。

○議長（加藤光徳議員） 辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） わかりました。実際にいらっしゃらないということで、今すぐ何か問題になるわけではないですけども、ただ、会計年度任用職員、条例が決まっておりますので、本来であれば、実際にいらっしゃらなくても、いらっしゃった場合に期末手当がどうなるのかということは、本来は決まっていなくてちょっとおかしいのかなと思いますので、その辺ぜひご検討ください。

先ほど、フルタイムなのかパートタイムなのかという質問ですよ、と言われたのに、そうではない、と私のほうが言ったのは、正規職員か再任用か、そういう意味ではフルタイム、パートタイムという言い方になるのかもしれないけれども、正規職員なのかそれとも再任用職員の期末手当に準ずることにするのか、どちらなのかということで、その辺私が条例を読んだ限りではどちらかわからないという形なので、もしかするとこの期末手当の条例についても、少し検討されたほうがいいのかと思います。

また、実際にいらっしゃらないということで、実際に0.1月の引き下げということになるようですけども、私としては、会計年度任用職員の処遇等が正規職員とはだいぶ違って、休業

手当等でいろいろ改善しなければいけない状況がある中で、やっと期末手当がついたものが、その年に引下げになるというのはずいぶん酷な話かなと思いますので、そのような意見を持っております。

○議長（加藤光徳議員） 谷合事務局長。

○事務局（谷合和久局長） ご意見ありがとうございます。こちらのほう、かなりまだ手落ちの部分、例えばフルタイムの会計年度任用職員を採用する場合には退職手当組合の加入ですとか、様々な問題が絡んでまいります。その辺をきちっと今後、今採用する予定がないからいいやということではなく、しっかり整備していきたいと考えております。

○議長（加藤光徳議員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第5 議案第2号「令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。谷合和久事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 議案第2号 令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,308万円とさせていただくものでございます。

主な内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、使用料のうち、式場使用につきまして、新型コロナウイルス感染症対策として4月下旬から約1ヶ月間、受入れ制限を行うなどした影響と、新年に再度発出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言による各ご葬家の葬儀縮小の影響か

ら、当初予算収入を下回ることが見込まれるため、式場の使用料を 630 万円減額するもの
でございます。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、前回の定例会でご承認をいただいた会
計年度任用職員制度の各種規定整備をした影響などから、例規集等追録料 55 万 1 千円を追加
するものがございます。

また、衛生費では、灯油価格の変動に伴い購入単価が減少したことから、燃料費を 250 万円
減額し、工事請負費については、現時点で既に金額が確定している工事における予算との契約
差金や小工事などを整理して、430 万 4 千円を減額するものがございます。

次に、債務負担行為についても記載してございますが、AED 2 台分につきまして、本年度
リース契約が終了することから、新たに債務負担行為で更新する予定で当初予算でご承認を
いただいていたところですが、経費節減の観点も含めまして見直しを行い、1 年間再リースに
よる延長で対応するため、一旦廃止するものがございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といた
します。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1 番、辻よし子議員。

○1 番（辻よし子議員） 1 点だけの質問になります。使用料の減額に関連する質問ですけれど
も、先ほどの管理者報告書の中でも新型コロナウイルス感染症の対策についてのお話があり
ました。その中で、ホームページのほうに斎場の利用制限のお知らせが出ているんですけれ
ども、その中で 1 点ほど気になることがありましたので確認させてください。

コロナの感染症で亡くなられた方の場合、遺族の収骨を制限しているようなんですけれども、国
が示している 7 月に出たガイドライン、そこでは収骨までは制限していないと思うんです。何
を根拠に収骨の制限をしているのかということをお教えください。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） コロナのご遺体の遺族の入場等の制限のことについてのお尋ねだ
と思いますが、今お話のとおり、国のガイドラインや東京都の衛生局のほうでも出しているも
のでも同じようなことで、かみ砕いて言いますと、そこまで制限しなくてもいいよというよう
な、遺族に配慮してくださいよというような内容が記載されているのは承知しております。ま
た、医療機関向けにもその辺のところ若干緩和というんですか、するような案内も出ている
ということも承知しております。

実際のところ現在、当火葬場のほうでも、記載のとおり遺族の入場なども不可能にしており
ます。その理由につきましては、まず、どうしても濃厚接触者の可能性がある懸念があると、

そのような事情、また、特別に納体袋を消毒し目張り、万全な対策をとったうえで、従事者なども可能な限り退出してもらって、2時過ぎ、現実には3時ぐらいに遺体の受入れをします。その遺体を処理した後も、火葬炉の消毒とかそういう作業もあるということも含めまして、決して効率化ということではないのですが、防護服を着た形で棺を火葬炉に入れるというのは遺族が見るに忍びないとか、そういう部分も含めまして制限させております。

近隣の火葬場との連絡でも、国とか東京都でもそういう方針が出ているが、やはりこの辺はかなり慎重にやったほうがよいという判断でやっているというような状況、対外的にもまだそういうことをやっているよと。国や都のガイドラインにはそう書いてあるけれども、慎重にやっているというところがお答えでございます。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 慎重にということなんですけれども、国のほうのガイドラインでは、収骨するときに3密を避けるというようなことは書かれています。ただ、遺骨から感染することではなく収骨時の遺骨に対する感染症対策は必要ありませんというふうにはっきりガイドラインで書かれています。やはり収骨ができずに骨壺だけで渡されるというのは遺族にとってはとても辛いことだと思いますので、このようなガイドラインがはっきり出ているということと、それから最近、新聞報道でもちょっと行き過ぎではないかと、そういう批判もメディアでも出されていますので、ぜひ今後ご検討いただければと思います。要望として申し上げておきます。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） ご意見ありがとうございます。皆さんにわかりやすい例で志村けんさんや岡江久美子さん、芸能人の方も同じように遺族が立ち会えなかったという例はご存知かと思いますが、春先とだいぶ感情のほうも変わってきたということなので、この辺はよく今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第6 議案第3号「令和3年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。谷合和久事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 議案第3号 令和3年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。総額は1億6,000万円で、前年度と同額でございます。

算出は、令和2年10月1日現在の住民基本台帳人数、令和元年度の利用実績及び400万円の均等割をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市が1億500万円4千円で、負担率65.63%、日の出町が3,062万4千円で負担率19.14%、檜原村が929万6千円で負担率5.81%、奥多摩町が1,507万6千円で負担率9.42%。

前年度対比では、あきる野市が50万2千円、0.32%の増、日の出町が16万1千円、0.1%の増、檜原村が41万9千円、0.26%の減、奥多摩町が24万4千円、0.16%の減となっております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤光徳議員） 日程第7 議案第4号「令和3年度秋川流域斎場組合会計予算について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。谷合和久事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 議案第4号 令和3年度秋川流域斎場組合会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を2億1,840万3千円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、320万1千円の減額で、率にして1.4%の減となっております。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、先ほど可決をいただきました組織市町村負担金を前年度と同額の1億6,000万円としております。

斎場使用料につきましては、式場使用料を320万円減額し、3,880万円といたしました。

繰越金については、前年度と同額としております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

議会費につきましては、前年度と同額といたしました。

総務費につきましては、6,081万3千円で、前年度に対し199万円の減額とさせていただきました。

主な減額の内容でございますが、職員構成の変動による人件費関係の経費の減額が影響しているものでございます。

衛生費につきましては、1億3,887万円で、前年度に対し1,150万2千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず、需用費につきましては、修繕料を400万円増額、これはトイレ洗面台の温水器修繕交換及び手洗いの自動水栓化改修、排煙窓修繕を予定した影響でございます。

委託料につきましては、例年同様の法定点検や継続的な業務経費となっておりますが、火葬業務委託料につきましては、こちらは通常の火葬業務に加えて、コロナ感染症被害に備えて人材を補填するための経費132万円分の追加による増額となっております。

また、課題としてご質問、ご意見をいただいております火葬炉残骨灰処理委託料につきましては、売却実績のある団体の実績等も検証いたしました。結果として、当組合の方針として、ご遺体の尊厳等とともに、确实、安心な残骨灰処理を優先する観点から、例年どおりの予

算計上とさせていただきます。

使用料及び賃借料は、再リースを活用し、経費節減を図っております。

工事請負費につきましては、3,677万6千円で、前年度に対し657万5千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、水銀灯からLED切替への外灯改修工事1,200万円、経年劣化による空調設備にかかわる冷却塔更新工事、本体3台分1,017万8千円など、長期修繕計画に沿った改修工事費を計上しております。

他、カセット型ファンコイル更新工事を昨年に引き続き斎場棟463万5千円、火葬炉関連も改修工事を中心に696万3千円を計上させていただきます。

公債費につきましては、令和2年度に1件の建設工事借入金の償還が終了することから、償還額が元金、利子の合計で1,491万2千円となり、前年度に対し1,471万3千円の減額となったものでございます。

予備費につきましては、不測の事態に備え、2年度補正予算対応後と同額の300万円に増額とさせていただきます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 何点か質問させていただきます。幾つか質問しようと思っていたもの、ご説明いただきましたのでありがとうございます。ご説明がなかったもので幾つか質問したいと思います。

まず予算書の11ページ、第3款・衛生費、1保健衛生費、01の斎場費の中の説明欄、一番下のほうです。1429火葬炉設備改修工事から1444までです。幾つかご説明があったんですけども、これの長期修繕計画に沿った工事が中心になっていると思います。外灯改修工事、これは長期修繕計画では1,400万計上されていますけれども、この1,400万は消費税も除いてですね。ですので消費税を入れるともっと高くなるわけですけども、それに比べて予算書では1,200万。それから冷却塔更新工事、これも予算書では1,200万、税抜きですね。予算書のほうでは1,017万ということで計画よりもかなり予算は低く抑えられていて、かつ予定どおり計画されているということがわかりました。

一方で床暖房設備の改修、修繕、これは今年度は実際に行われていて修繕計画にも載っているとおりでと思うんですけども、来年度、修繕計画には載っているんですけども予算書になかったのが、これがどうなっているのかということが1点目です。

それから、先ほどご説明のあったカセット型ファンコイル更新工事、これは今年度も計上されていて、先ほどの補正予算の中で若干の減額になっています。今年度との工事の関係というのでしょうか、それと修繕計画の中に位置付けられた工事なのか、この辺について教えてください。

それから、火葬炉設備改修工事、これは修繕計画の特殊設備の予算に対応するものなのかどうかということです。もしそうだとすると、この火葬炉設備改修工事、修繕計画の特殊設備の予算よりも今年度も来年度も予算オーバーしていて、来年度については4割増しになっているんですね。これがどうなっているのかという質問です。

それから、1円入札についてはご説明ありがとうございました。ひので斎場の考え方はわかりました。もしこれ何か国や都からの動きというか、そういったものが、私の調べた範囲ではないんですけども、もしあれば教えてください。

それから最後になります。12 ページの給与費明細書ですけれども、特別職のところ、本年度、前年度ともにその他のところに職員数として2名というふうに書かれています。これは監査委員のことを指すのかなと思ったんですけども、ただ、今年度の予算書は0人になっているんですね。前年度は2と変わっているんで、これは今年度の予算書の記載漏れがあったということなのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。以上になります。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） まず質問の1点目、床暖房につきましては、今年度見送りさせていただきました。その理由は、今まで工事したものは式場棟の床暖房の改修を行いました。次に今回計画で予定していたのは、火葬炉のほうの床暖房を予定していましたが、現場の者などと検討いたしまして、その効果とかその辺、これは建築時から付いていた設備ですけれども、床暖房も現在使ってはいますが、もうちょっと使えるのではないかと様子を見てみようということで見送らせていただいたということでございます。

あと、カセット型ファンコイルの関係ですけれど、これも年度をまたがった工事にはなっていますが、今年度実施したのが火葬棟のほうです。そのファンコイル、台数は落ち着いて調べれば出てきますが、を改修しまして、今回予定しているのが斎場棟、上のほうの建物です。そちらのほうのファンコイルの改修ということで、これは計画に載っていないというご指摘でしたが、建物を造ってから20年以上経っていますので予想外の故障、劣化ということでご理解いただきたいと思います。

火葬炉特殊設備の工事につきましては、金額に差異があるよという話だったんですが、これも現場のほうとお話をさせていただきまして、台車ブロックの改修 260 万円分を今年度、2

年度予定していたものを3年度に送ったというようなところで金額の差が出ているということでございます。

それから、残骨灰の問題につきまして国や都の動きというのはあるかという話ですが、こちらのほうでも特に行政機関からの情報というものはございません。調査で公的機関かどうか怪しいですが、かなり大々的にその辺のことも含めた調査が出てきて、その結果が来年度辺りに集計表が出てくるのかなというところは期待していますが、お答えとしては、特に動き、情報提供はございませんということです。

それから、特別職の記載につきましてですが、これは率直に申し上げまして昨年度までこのところが0人できていたんですが、これは記載漏れということで、昨年もいろいろ予算書の不備についてはご指摘いただいたところですが、いろいろ細かい部分を見直したところで、ここは監査委員さん分の2名を入れておくものだろうというところで、その分を記載して、今後その予定になっているということでございます。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） ご説明ありがとうございました。まず、改修工事の関係については、「今年度これをやります」というふうに言われても、それが全体の計画の中でどんなふうに位置付けられているのかということで、本当にそれでいいのかどうかということ判断するという以外は私たちはなかなか難しいんですね。今年度こんな工事やりますと言われても、それが妥当なのかどうかというのを判断するのが。

ですので、できましたらご説明のときに、このいただいている修繕計画に基づいて、こういうふうに予定していたんだけど、こういう理由でこちらにずらしますとか、これは増額になりましたとか、そういったご説明をいただくと、全体の計画の中できちんと整合をとりながら進められていくんだなということがわかりますので、今後そういったご説明をしていただければと思います。

それから1円入札については、私もいろいろ調べたんですけども出てこなくて、多分いろいろな調査をしているところがあるというお話で、私も見たところ、研究機関が立ち上がって、そこでこの1円入札も含めた残骨灰のことを調査をしながら、多分提言をしていくのかなと。ただその研究機関が公のものなのか、ちょっとその辺がよくわからなかったものですから、私も注視しています。多分同じところを見られているのかなと思いますので、これは課題として今後もしっかり様子を追っていく必要があるかなと思いました。

それから給与費明細書、やはり記載漏れがあったということで、この辺は最初にご説明いただいたほうが、去年の書類と今年書類とでずれがあるのはおかしな話ですので、先にご説

明いただきましたかったなと思います。

以上になります。

○議長（加藤光徳議員） ほかに、質疑はございますか。3番、たばたあずみ議員。

○3番（たばたあずみ議員） 2点伺いたいと思います。

10ページの斎場管理経費の中、燃料費ですけれども、大きな災害の時など火葬の必要が増える一方で燃料費の供給が止まる恐れというのが考えられると思うんですけれども、常時のストックはどの程度されているのか伺いたいと思います。

もう1つが、9ページですけれども、職員健康診断委託料とありますけれども、遺体を扱う機会がある職員に遺体からの感染対策として、コロナだけではなく、予防接種などを行っているのか。また、そういったことを今後どのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷和久局長） 2点お尋ねがございましたが、まず燃料費の供給について、どの程度ストックされているのかというところでございますが、施設の図面等を見ればリットルが出てくるところですが、今ズバリお答えできないということで、こちら調べさせていただきますということで、ご質問とは関係ないですが、かなり定期的に灯油のほうはこまめに、業者のほうから確認しながら補充しているところです。年間使用量も調べたのですが、質問と違うので省略させていただきます。

それから職員健康診断委託料のところですが、これは日の出町役場から派遣されている職員の分の健康診断の予算でございまして、現場の人たちというのは委託に出している関係で、そちらの会社のほうでやっていただくというような性格のものでございます。ただし、実際のところ確認はしておりませんが、その辺のところ、今までと違ったことをやっているのかというと、その辺あまりやっている様子も見受けられないので、その辺の健康管理、安全管理もしてくださいということは促しておきます。

実務のほうでは、人のローテーションとかそういうところは、引き続き工夫しながらまわしているところは申し添えさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） 3番、たばたあずみ議員。

○3番（たばたあずみ議員） 燃料のこと、先に聞きますと伺っておけばよかったです。あとで教えてください。

あと、職員のほうですけれども、現場で遺体を扱われる方たちは委託の方ということですが、やはりお仕事をお願いしていて、感染のこと、横に置いておくわけにはいきませんので、コロナのことだけではなく様々な感染症、1類から5類までいろいろありますけれど

も、そういったものについても体液などに触れることで感染するというようなことも研究されていますので、ぜひ、そういったことについても注意喚起、しっかり促していただいて、危険のないように扱っていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤光徳議員） はい、中嶋博幸議員。

○6番（中嶋博幸議員） 今、たばた議員がお伺ひした燃料費のところですけども、1,100万円ということで、重油でなくて灯油ということで、かなりの量ですけども、燃料費って結構変動するんですね、灯油って。それと、お店によって値段が結構違うんですよ。うちも燃料、結構いろいろなことで使っているのによくわかるんですけども、この業者というのは、だいたい決まった業者さんがずうっと入れるような感じですか。それとも何社か決まっいて順番に入れていくとか、そういうやり方をしているのでしょうか。わかったら教えてください。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷和久局長） こちらは半年単位で見積徴取、実際比較させていただいて単価を決めております。実際呼んでるところは2社でございます。当然、半年スパンですと燃料費の上下動は激しいもので、その辺のところはこちらからの相談、また業者さんのほうから、燃料単価下がったのでと、逆に引き下げの相談をしたり、その辺は若干柔軟に対応させていただいております。

○議長（加藤光徳議員） よろしいですか。

○6番（中嶋博幸議員） わかりました。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和3年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年2月15日

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員